

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長が平成30年12月17日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）の亡家族A（以下「被災者」という。）は、昭和61年4月1日、B所在のC販売店に雇用され、新聞配達員として就労中、昭和61年5月27日、自転車で新聞配達中に普通乗用車と衝突して負傷し（以下「本件災害」という。）、「外傷性頸髄損傷」と診断され、療養の結果、昭和63年6月18日、治癒（症状固定）し、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に障害補償給付を請求したところ、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級第1級の3と認定され、障害補償年金を受給していた。
- 2 被災者は、平成28年10月5日、D医療機関で左下腹部にしこりを確認されたため、同月20日、E医療機関で「S状結腸がん、腹腔内リンパ節転移、第2腰椎転移（疑い）」と診断され治療するも、○年○月○日、転院先のF医療機関にて、死亡した。死亡診断書には、直接死因「多発転移（リンパ節、肝臓など）」、直接死因の原因「S状結腸がん」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたため、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官に対し審査請求をしたところ、同審査官が令和元年6月21日付けでこれを棄却する旨の決定をしたため、この決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

被災者の死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者の死亡は、外傷性頸髄損傷による長年の摘便が腸粘膜への負担となりS状結腸がんを発症したこと及び身体麻痺によりがんの発見が遅れ治療ができなかったことが原因であるから業務上の事由によるものである旨主張するので、以下検討する。

(2) G医師作成の○年○月○日付け死亡診断書によると被災者は、同日、S状結腸がん、多発転移により死亡した。

(3) 被災者の外傷性頸髄損傷とS状結腸がん、多発転移との因果関係について、H医師は、平成30年9月10日付け意見書において「因果関係は不明」と述べ、I医師は、同月19日付け意見書において「因果関係はない。」と述べている。また、J医師は、同年12月12日付け意見書において「一般的に脊髄損傷とS状結腸がんに関係は認められない。直腸だけで20cm程度あるため、摘便により外部からS状結腸に物理的的刺激を与える可能性は考えられない。」と述べている。

上記医師らの意見は医学経験則に基づく妥当なものであり是認することができる。そうすると、決定書に説示のとおり被災者の外傷性頸髄損傷とS状結腸がん、多発転移との間に相当因果関係は認められず、被災者の死亡を業務上の事由によるものということとはできない。

(4) また、請求人は、身体麻痺によりがんの発見が遅れ治療ができなかった旨主

張する。この点、K医師は平成30年9月25日付け意見書において「外傷性頸髄損傷により、下腹部内臓神経の鈍麻が可能性としてあり、進行して痛みが出たため、症状の出現が遅れた可能性がある。」と述べるが、単に可能性を述べるにすぎず、確たる医学的根拠と分析に裏付けられた所見とはいえないものであるから、同医師の意見を採用することはできない。そうすると、外傷性頸髄損傷によりS状結腸がんの発見が遅れたことを前提とする請求人の主張は、その前提において失当であるから採用することができない。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年7月3日